

還付金詐欺(サギ)にご注意ください!



- ▲ 広域連合や市(区)町村の職員がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ▲ 「レターパックや宅配便で現金を送れ」はすべて詐欺です。絶対に送らないようにしてください。

お問い合わせ



お住まいの市(区)町村

____ - ____ - ____

〔必要に応じて、同封しております「お問い合わせ・申請等窓口一覧」を参考に、市(区)町村の電話番号を記入してください。〕

または

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

〔所在地〕〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号

〔ホームページ〕<https://www.fukuoka-kouki.jp/>

受付時間

平日 朝8時30分～夕方5時30分
(土・日・祝休日及び年末年始を除く)

電話

092-651-3111

※問い合わせの際は被保険者番号をご準備ください。
※間違い電話にご注意ください。

お掛けの際は、市外局番からお掛けください。

FAX

092-651-3901

※FAXは、言語・聴覚等に障がいがある方むけです。

〈保険料の支払い方法や督促など市(区)町村でなければ分からない場合があります。〉



この印刷物は環境に配慮し、
植物油インキを使用しています



令和8年度版 後期高齢者 医療制度

のしおり



もくじ

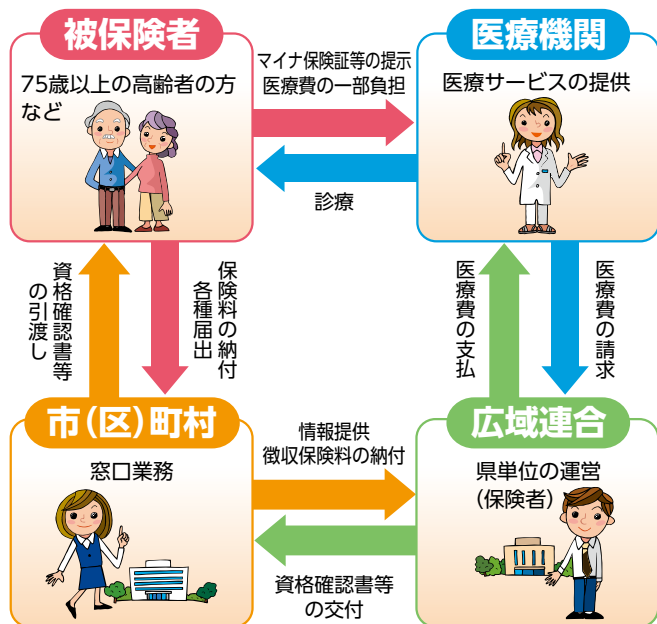
- 制度のしくみ 1～2 ページ
- マイナ保険証等について --- 3～5 ページ
- 病院での支払いなど 6～16 ページ
- 保険料について 17～23 ページ
- 健康づくり 24～26 ページ

福岡県後期高齢者医療広域連合

令和8年7月発行

後期高齢者医療制度 のしくみ

後期高齢者医療制度は、都道府県単位ですべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」及び「市(区)町村」が事務を分担して運営します。



市(区)町村の役割

- 資格確認書等の引渡し
- 申請や届出の受付
- 保険料の徴収 など窓口業務

広域連合の役割

- 被保険者等の認定
- 資格確認書等の交付
- 保険料の決定
- 医療の給付
- 健診事業の実施 など

対象となる方(被保険者)

- 75歳以上の方
75歳の誕生日から対象となります。

- 65歳以上75歳未満の一定の障がい※がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方
広域連合の認定を受けた日から対象となります (福岡県の重度障がい者医療費支給制度の認定を受ける要件の一つになります)。
将来に向けて、いつでも撤回の申し出をすることができます。

※一定の障がいとは次に該当する障がいのことをいいます。

障がいの程度	
身体障害者手帳	● 1級、2級、3級 ● 4級の一部
精神障害者保健福祉手帳	● 1級、2級
療育手帳	● A(重度)
国民年金法等の障害年金	● 1級、2級

対象となる方は、それまで医療を受けていた国民健康保険などから後期高齢者医療制度に移ることになります。

なお、社会保険から後期高齢者医療制度に加入した方に扶養されていた方は、新たに国民健康保険などの医療制度への加入手続が必要となります。

すでに国民健康保険に加入している方は必要ありません。

マイナ保険証等について

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード。以下同じ。）を基本とする仕組みになりました。

今後は、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を交付します。なお、健康保険証利用登録をしている方が後期高齢者医療制度に加入された場合、再度の登録は不要です。

- 医療機関にかかるときは、窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示してください

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をお一人に1枚交付します

●資格情報のお知らせ

- 84歳以下のマイナ保険証を普段から利用されている方に交付します。

・マイナ保険証を普段から利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している
 - ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している
- ・マイナ保険証が医療機関等で読み取りできない場合は、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに提示することで受診することができます。
- ・「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。

●資格確認書

- 85歳以上の方と84歳以下のマイナ保険証を普段利用されていない方に交付します。

《マイナ保険証のメリット》

- お薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受けられる
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- 救急現場で、搬送中の適切な応急措置や病院の選定などに活用される

資格情報のお知らせ・資格確認書

毎年8月1日に更新／75歳の誕生日の前月にお届けします

資格情報のお知らせ/A4サイズ

※資格情報のお知らせのみでは受診することはできません。

資格確認書 / ハガキサイズ

※限度額区分等の併記を希望した場合、翌年度以降も申請不要で継続します。

資格確認書の交付申請について

マイナ保険証をお持ちの方でも、以下のような方にはお住まいの市（区）町村への申請により、令和8年8月1日以降も資格確認書を交付します。

- マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
- 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合 等

マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録するには、以下の3つの方法があります。

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
 - ②「マイナポータル」から行う
 - ③セブン銀行ATMから行う
- 詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

(平日 9:30 ~ 20:00 土日祝 9:30 ~ 17:30)

資格確認書の見方

①有効期限

資格確認書の有効期限です。期限を過ぎたものは使えません。

②負担割合

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合です。同一世帯内の被保険者の収入状況に応じて、1割～3割に分かれます。(6ページ参照)

③任意記載事項

任意記載事項併記の申請をすることにより、以下の項目が記載されます。

後期高齢者医療資格確認書	
① 有効期限 ○○○○年○○月○○日 交付年月日 ○○○○年○○月○○日	
被保険者番号	○○○○○○○○
住所	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名	○○○○○○○○○○
生年月日	○○○○年○○月○○日
資格取得年月日	○○○○年○○月○○日
負担割合	○割
発効期日	○○○○年○○月○○日
期満日	○○○
発効期日	○○○○年○○月○○日
長期入院該当日	○○○○年○○月○○日
特定疾病区分	○○○
発効期日	○○○○年○○月○○日
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	○○○○○○○○○○ 福岡県後期高齢者医療広域連合 印

限度区分	自己負担限度額の区分 ※同一世帯内の被保険者等の収入状況によって分かります (6ページ参照)
長期入院該当日	限度区分が「区分Ⅱ」の方で食費の標準負担額の減額が適用される日 ※長期入院該当の届出が必要 (14ページ参照)
特定疾病区分	特定疾病の区分を記号で表記 (12ページ参照) ※特定疾病の認定を受けるためには別途届出が必要

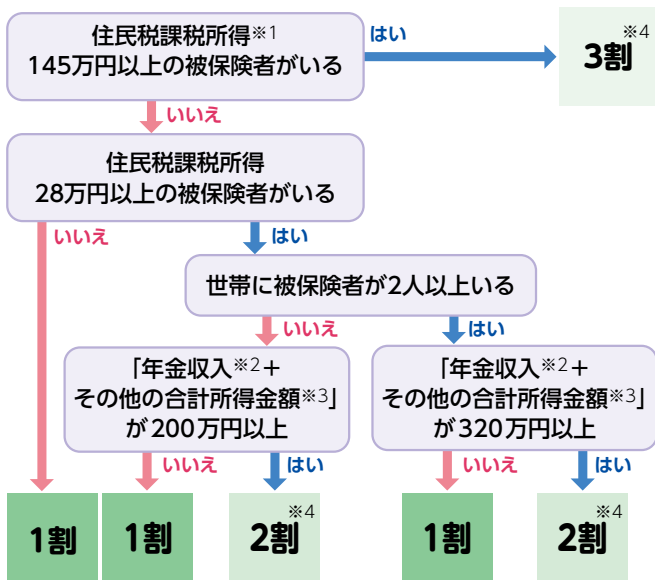
※現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は発行を終了しています。

医療費が高額になる場合は、限度区分が併記された資格確認書、もしくは、マイナ保険証を使用してください。

病院等でのお支払い

窓口負担割合	負担区分
3割	現役並みⅢ 同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる方 現役並みⅡ 同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の被保険者がいる方 現役並みⅠ 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方 基準収入額適用 現役並みⅠ・Ⅱに該当する方のうち、次のいずれかに該当する場合は、窓口負担割合が2割または1割になります。申請が必要な方には、案内の通知をお送りします。 ・同一世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満 ・同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満 ・同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70歳以上75歳未満の方がいる場合は、その方の収入を合わせて520万円未満
	※世帯に3割の方がいると、同一世帯の被保険者全員が3割になります。
2割	一般Ⅱ 同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる方で、次の①または②に該当する方 ①同一世帯に被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が複数で、被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上 ※3割負担の方は除く。
	※世帯に2割の方がいると、同一世帯の被保険者全員が2割になります。
1割	一般Ⅰ 「現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「一般Ⅱ」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の方 区分Ⅱ 世帯全員の住民税が非課税で「区分Ⅰ」以外の方 区分Ⅰ 世帯全員の住民税が非課税で世帯全員の所得が0円である世帯に属する方(公的年金収入から82.65万円を差し引いて給与所得から10万円を差し引いて計算します)、又は老齢福祉年金受給者(世帯全員が住民税非課税世帯)である方。
	※世帯に1割の方がいると、同一世帯の被保険者全員が1割になります。

窓口負担割合の判定 について



- ※1 住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合でも、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と、同一世帯の被保険者の「総所得金額等から43万円を差し引いた金額」の合計額が210万円以下の場合は、「いいえ」の方へ進んでください。なお、住民税非課税世帯の方は、1割となります。
- ※2 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 その他の合計所得金額とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※4 3割または2割となる世帯主の方で、前年12月31日現在に同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員がいるときは、16歳未満の人数に33万円、16歳以上19歳未満の人数に12万円を乗じた金額を「住民税課税所得」から控除して判定します。

負担割合に変更がある場合

世帯構成の変更などにより、年度の途中から負担割合が変わることがあります。

所得の修正申告などにより、さかのぼって負担割合が変わることがあります。

変更があった場合、市(区)町村から新しい資格確認書などが届きますが、届く前に医療機関を受診した場合、医療機関は変更後の負担割合をオンラインで確認できるため、変更後の負担割合で請求されることがあります。

簡易申告書が届いたら

被保険者や被保険者の同一世帯の方で収入状況がわからない方には簡易申告書を送付します。簡易申告書が届きましたら、ただちに提出をお願いします。

収入がない(もしくは少ない)方の中には、「申告をしなくても所得税(住民税)はかからないから」と申告されない方もいますが、後期高齢者医療保険料の軽減判定や、高額療養費の自己負担限度額の正しい算定のために、「収入がない」旨の申告が必要となります。

世帯の中の収入がない方が 申告しないことで起こり得る不利益

- 所得の低い方に対する後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 高額療養費の自己負担限度額が上がり、医療機関で支払う窓口負担が増える場合があります。
- 入院時の食事代の減額が受けられなくなる場合があります。

医療費が高額になったとき

同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、自己負担限度額（次ページ）を超えた額を高額療養費として支給します。

■「マイナ保険証」をお持ちの方

医療機関等の受診時に「マイナ保険証」を使用して受付することで、医療機関等ごとの窓口負担が次ページの自己負担限度額までになります。

■「資格確認書」をお持ちの方

医療機関等の受診時に負担区分が併記された「資格確認書」を提示することで、医療機関等ごとの窓口負担が次ページの自己負担限度額までになります。

※「マイナ保険証」や「資格確認書」等について、詳しくは3～5ページをご覧ください。

ココが聞きたい！

Q 高額療養費の申請方法を教えてください。

A 高額療養費の支給対象となった方には、広域連合から申請案内をお送りします。お手元に届きましたら、申請案内に記載してある市(区)町村にご提出ください。

一度申請していただくと、指定された口座情報を振込先として登録しますので、次回以降は申請されなくても登録された口座へお振込みします。

自己負担限度額(月額)

(令和8年8月から令和9年7月まで) ★予定

負担区分 (6ページ参照)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ	270,300円+1%※ ¹ (多数回該当※ ⁴ 140,100円)	
現役並みⅡ	179,100円+1%※ ² (多数回該当※ ⁴ 93,000円)	
現役並みⅠ	85,800円+1%※ ³ (多数回該当※ ⁴ 44,400円)	
一般Ⅱ	22,000円※ ⁵	61,500円 (多数回該当※ ⁴)
一般Ⅰ		44,400円
区分Ⅱ	11,000円※ ⁶	25,700円 (多数回該当※ ⁴) 24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,700円

※¹ 総医療費が901,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。

※² 総医療費が597,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。

※³ 総医療費が286,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算します。

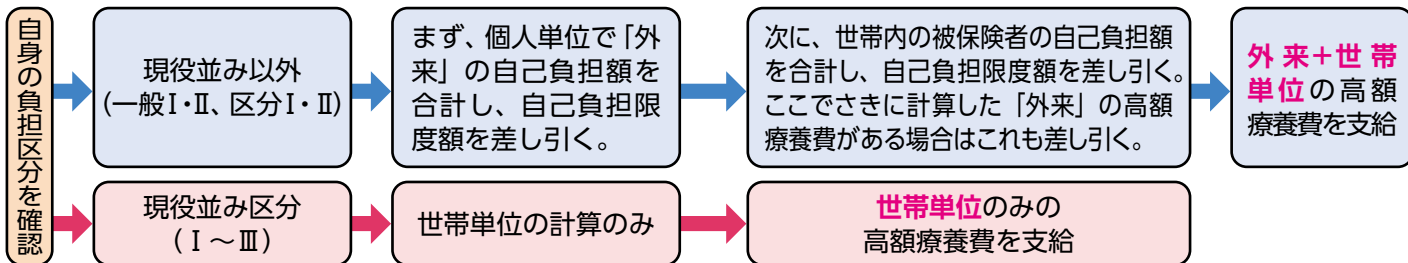
※⁴ 過去12カ月以内に世帯単位で高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。

※⁵ 1年間（毎年8月から翌年7月）の上限額は216,000円です。

※⁶ 1年間（毎年8月から翌年7月）の上限額は96,000円です。

★今回の見直しについては、令和8年7月末までに政令が改正・公布される予定です。

高額療養費の計算のしかた



- 75歳到達月(1日が誕生日の方を除く)は、誕生日前の医療保険と後期高齢者
- 入院中の食費や保険外費用(差額ベッド代や美容整形、人間ドック、市販

医療の2つの制度をまたぐため、個人単位の自己負担限度額が2分の1になります。の医薬品の購入などは対象となりません。

高額療養費(外来年間合算)

年間を通した外来療養の負担を軽減する制度です。毎年8月から翌年7月診療分の1年間が対象期間です。7月31日時点で自己負担割合が1割または2割の方で、対象期間のうち上記の自己負担割合であった月の外来の自己負担額の合計(個人単位。各月の高額療養費を除く)が216,000円(非課税世帯は96,000円)を超えて支払った分を支給します。

ココが聞きたい!

Q 高額療養費(外来年間合算)の申請方法を教えてください。

A 高額療養費(外来年間合算)は高額療養費で登録済みの口座へ振り込みます。口座登録がお済みでない方や、対象期間中に被保険者資格の変更があった方には、広域連合から申請案内をお送りします。

お手元に届きましたら、案内に記載してある提出先(対象期間の末日に住んでいた市(区)町村)にご提出ください。

特定疾病療養受療証

医療機関の窓口で「特定疾病療養受療証」または「特定疾病区分が併記された資格確認書」を使用して受付すると、自己負担額が医療機関ごと(入院外来別)に月額1万円までとなります。該当する場合は、お住まいの市(区)町村に申請してください。

【対象となる特定疾病】

- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 抗ウイルス剤投与の後天性免疫不全症候群

医療費通知のご確認を

医療費通知を年3回(7月・11月・2月)送付しています。記載内容をご確認ください。また、医療費控除に活用される方は確実に保管してください。

● 発送時期のめやす

診療月	発送時期
12月～3月	7月末
4月～7月	11月末
8月～11月	2月中旬

高額医療・高額介護合算制度

同じ世帯内に後期高齢者医療と介護保険の利用者がいる場合、世帯内の被保険者が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の限度額を超えた部分を高額介護合算療養費として支給します。

高額療養費（外来年間合算）と高額介護合算療養費のどちらも対象となっている方は、必ず先に高額療養費（外来年間合算）の支給申請を行ってください。

■合算する場合の限度額(年額)
(毎年8月から翌年7月までの間が対象となります。)

負担区分 (6ページ参照)	限度額
現役並みⅢ	212万円
現役並みⅡ	141万円
現役並みⅠ	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円※

※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円。
※介護保険に関するお問い合わせは介護保険者までお問い合わせください

ココが聞きたい！

Q 高額介護合算療養費の申請方法を教えてください。

A 高額介護合算療養費の支給が見込まれる方には、広域連合から申請案内をお送りします。お手元に届きましたら、お住まいの市(区)町村にご提出ください。

入院したときの食費・居住費

自己負担額は、以下の標準負担額となります。

■食費の標準負担額(1食当たり)

負担区分 (6ページ参照)	一般 病床	療養病床	
		入院医療の 必要性の高い方	
現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲ、 一般Ⅰ・Ⅱ	550円 (一部330円 の場合あり)	550円 (一部330円 の場合あり)	550円 (一部医療機関 では510円)
区分Ⅱ ※1	90日までの入院	270円	270円
	過去1年で90日を 超える入院 長期入院に該当※2	220円	
区分Ⅰ※1	老齢福祉年金受給者等	130円	160円
			130円

※1 区分Ⅰ・区分Ⅱの方は負担区分が併記された「資格確認書」の医療機関への提示が必要です(マイナ保険証の場合は手続きなしに上記負担額が適用されます)。
※2 区分Ⅱの減額認定を受けていた入院日数(他の健康保険加入期間で区分Ⅱ相当の認定を受けていた期間中の入院日数も通算できます)が、過去12か月で90日を超える場合は、別途長期入院該当の届出が必要となります。入院日数が確認できる領収書等をご持参のうえ、お住まいの市(区)町村の窓口へ届出してください(マイナ保険証をご利用の方も届出が必要となります)。

■居住費の標準負担額(1日当たり)

	一般病床	療養病床
老齢福祉年金受給者等		0円
指定難病患者等		
上記以外の方		430円

あとから費用が 支給される場合

次のような場合は10割の窓口負担が必要ですが、お住まいの市(区)町村に申請して認められると、マイナ保険証または資格確認書の窓口負担割合に基づく負担分を除いた額を**療養費**として後日支給します。

※申請に必要な書類があります。詳しくは市(区)町村へお問い合わせください。

- やむを得ない理由で、マイナ保険証等を持たずに受診または保険診療を扱っていない医療機関を受診したとき
- 海外渡航中に急病で治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）
- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具をつくったとき
- 医師が必要と認めたはり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
- 移動困難な方で医師の指示により、緊急その他やむを得ない理由（計画転院は対象外）があって医療機関へ移送された場合

被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に対して**葬祭費**3万円を支給します。

※申請に必要な書類があります。詳しくはお住まいの市(区)町村へお問い合わせください。

第三者の行為による 傷病届

交通事故など第三者の行為によって、ケガや病気をした場合でも、マイナ保険証または資格確認書を使用して治療を受けることができます。この場合、**お早めにお住まいの市(区)町村の窓口**に届け出てください。補装具をつくったときなど療養費等を申請する場合も同様です。

広域連合が負担した医療費や療養費等は、後日、広域連合から加害者に請求します。

ただし、安易に加害者からお金を受け取ったり、口頭で示談を済ませたりすると、被害者本人・広域連合ともに治療費の請求ができなくなることがありますのでご注意ください。

届出がない場合、医療機関からの連絡などにより、ケガの原因などをおたずねする文書をお送りします。

必ず市(区)町村に届出を

- 交通事故
 - 他人のペットに咬まれた
 - 食中毒
 - 介護施設などでの事故
 - けんか
 - 公共物の管理不備によるケガ
- などでマイナ保険証等を使用して治療を受けた場合

届出に必要なものは、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

保険料の仕組み

子ども・子育て支援法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律で規定する保険料の徴収対象とする費用の中に「子ども・子育て支援金」分（以降、「子ども分」という）を含めることとされました。

令和8年度より保険料の年額は、従来の医療保険料分（以降、「医療分」という）と「子ども分」の合計となります。（次ページ参照）

※保険料額決定通知書には、「医療分」と「子ども分」が分けて記載されます。

子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度とは

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

支援金は、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付率の引き上げ、育児時短就業給付等、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、少子化対策を促進するために使われます。

お問い合わせ先：
こども家庭庁コールセンター
☎0120-303-272
(受付時間 平日及び土曜日9時から18時)

こども家庭庁の
ホームページは
こちら



開始時期について

支援金（「子ども分」）は令和8年度分から「医療分」とあわせて徴収されます。

実際に徴収が開始する時期は、保険料の納め方によって異なりますので、お住まいの市（区）町村から7月に送付される保険料額決定通知書、納入通知書等でご確認ください。

保険料の計算方法(令和8年度)

保険料の年額は、「医療分」と「子ども分」の額の合計です。

「医療分」、「子ども分」の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と所得に応じて賦課する「所得割額」の合計です。

保険料（年額） 医療分と 子ども分の合計	=	医療分	+	子ども分
医療分 ※1 均等割額（医療分）と 所得割額（医療分） の合計 10円未満切り捨て	=	均等割額（医療分） （被保険者全員が負担） 66,340円 世帯の所得に応じて軽減があります（19ページをご覧ください。）	+	所得割額（医療分） （所得に応じて負担） (総所得金額等－基礎控除額※3) × 所得割率 11.70%
子ども分 ※2 均等割額（子ども分）と 所得割額（子ども分） の合計 10円未満切り捨て	=	均等割額（子ども分） （被保険者全員が負担） 1,339円 世帯の所得に応じて軽減があります（19ページをご覧ください。）	+	所得割額（子ども分） （所得に応じて負担） (総所得金額等－基礎控除額※3) × 所得割率 0.25%

※1 「医療分」の賦課限度額は85万円です。

※2 「子ども分」の賦課限度額は2.1万円です。

※3 基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

総所得金額等の計算方法

総所得金額等 ※4 各種控除前の金額	=	公的年金等の所得 公的年金等収入 －公的年金等控除額	+	給与所得 給与収入 －給与所得控除額	+	その他の所得 その他の収入 ※5 －必要経費
-----------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------	---	------------------------------

※4 総所得金額等に非課税所得（障害・遺族・老齢福祉年金など）は含まれません。また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。

※5 その他の収入…事業・不動産・株式・個人年金などの収入

所得の低い方への軽減

均等割額

毎年4月1日時点（年度途中で加入した場合は加入時点）の世帯の所得状況に応じて軽減されます。
令和8年度においては、均等割額（医療分）の7割軽減（本則）が特例により7.2割軽減になります。

所得要件 〔同一世帯※1内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※2の合計額〕	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和8年度
43万円（基礎控除額） +10万円×（給与所得者等の数-1）※3 以下	7割	7.2割 (医療分18,575円) 7割 (子ども分401円)
43万円（基礎控除額）+31万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）※3 以下	5割	5割 (医療分33,170円) 子ども分669円)
43万円（基礎控除額）+57万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）※3 以下	2割	2割 (医療分53,072円) 子ども分1,071円)

※1 同一世帯内の被保険者及び世帯主のうちに**所得が不明な方がいる場合、軽減されません。**

※2 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額（最大）15万円」となります。また事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金等所得を有する場合に適用されます。また、下線部中の「給与所得者等の数」を算定する際は、給与所得控除を65万円ではなく55万円で算定します。

被扶養者であった方への軽減

加入される前日に社会保険の被扶養者であった方※が、対象となります。

※65歳以上75歳未満で広域連合の認定を受け、後期高齢者医療保険に加入する方を含みます。社会保険に任意継続加入していた方の被扶養者についても対象となります。なお、国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。

所得割額 負担なし

均等割額 5割軽減（※制度加入後、2年間限り）

5割軽減後の軽減後の保険料額
(年額) 医療分33,170円 子ども分669円

※7割(7.2割)軽減の方は、7割(7.2割)軽減が優先。

保険料の計算例 ※広域連合のホームページで試算できます。 (単身世帯で公的年金収入220万円の場合)

【総所得金額等】＝公的年金等収入－公的年金等控除額(110万円)
＝220万円－110万円
＝110万円……①

〈所得の低い方への軽減の判定〉※19ページ参照

【軽減対象所得金額】＝公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額
＝220万円－110万円－15万円
＝95万円……②

【7割軽減の所得要件】＝43万円（基礎控除額）+10万円×（給与所得者等の数-1）
＝43万円+10万円×0円
＝43万円……③

②>③であることから、均等割額の7割軽減に該当しない。

【5割軽減の所得要件】＝43万円（基礎控除額）+31万円×被保険者数
+10万円×（給与所得者等の数-1）
＝43万円+31万円×1+10万円×0
＝74万円……④

②>④であることから、均等割額の5割軽減に該当しない。

【2割軽減の所得要件】＝43万円（基礎控除額）+57万円×被保険者数
+10万円×（給与所得者等の数-1）
＝43万円+57万円×1+10万円×0
＝100万円……⑤

②≤⑤であることから、均等割額の2割軽減に該当する。

【均等割額（医療分）】＝53,072円(2割軽減後の額)……⑥
※19ページ参照

【所得割額（医療分）】＝（総所得金額等－基礎控除額）×11.70%
＝(①－43万円)×11.70%
＝78,390円……⑦

【医療分】＝⑥+⑦
＝131,460円(10円未満切り捨て)……⑧

【均等割額（子ども分）】＝1,071円(2割軽減後の額)……⑨
※19ページ参照

【所得割額（子ども分）】＝（総所得金額等－基礎控除額）×0.25%
＝(①－43万円)×0.25%
＝1,675円……⑩

【子ども分】＝⑨+⑩
＝2,740円(10円未満切り捨て)……⑪

【保険料の年額】＝医療分+子ども分
＝⑧+⑪
＝134,200円

保険料の納め方

納付方法には特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書など）があります。**年度の途中で新たに加入や異動された方は、一時的に普通徴収になります**が、原則として特別徴収になります。

年金から天引きされる場合 特別徴収

対象となる方

- 年金額が年額18万円以上の方（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えない場合）

※特別徴収の対象となる年金には優先順位があるため、年金が年額18万円以上の方でも対象とならない場合があります。

年金保険者による優先順位	年金の種類による優先順位
1. 日本年金機構 2. 国家公務員共済 3. 日本年金機構（移行農林分） 4. 日本私学振興・共済 5. 地方公務員共済	1. 老齢・退職年金 2. 障害年金 3. 遺族年金 ※同じ年金の種類であれば基礎年金が優先

納め方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料が天引きされます（原則、2月に天引きされた額と同じ額が天引きされます）。			前年の所得が確定した後は年間保険料額から仮徴収分を引いた額が3期に分けて天引きされます。		

※申し出により口座振替に変更することができます。また、市（区）町村ごとに年金から天引きが開始される時期が異なります。詳しくはお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

年金額が年額18万円未満の方や介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方などは、普通徴収によりお住まいの市（区）町村に納めます。

納付書・口座振替で納める場合 普通徴収

対象となる方

- 年金額が年額18万円未満の方
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 介護保険料が年金から天引きされていない方
- 年度の途中で新たに加入した方
- 住所の異動があった方
- 口座振替の方法により納付する旨申し出た方、その他特別徴収の対象にならなかった方
- 介護保険と後期高齢医療制度の保険者（市町村）が異なる方（例：住所地特例）

納め方

市（区）町村から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

また、口座振替で納めることもできますので、お住まいの市（区）町村へお問い合わせください。

国民健康保険料（税）で口座振替を利用していた方も、あらためて申し込みが必要です。

保険料を滞納したとき

特別な理由なく保険料を滞納した場合、納付相談のお知らせ等をお送りしますので、お住まいの市（区）町村へご相談ください。

※災害などにより、保険料の納付が困難となった場合も、お住まいの市（区）町村へご相談ください。

■保険料の減免

特別な事情で保険料の納付が著しく困難となった場合に、保険料が減免される場合があります。

申請に基づいて審査を行い保険料の減免が決定されます。

保険料の減免申請は、原則としてその年度内に行う必要があります（令和8年度は令和9年3月29日までに申請をする必要があります）。

詳しくは、お住まいの市（区）町村へご相談ください。

種類	減免基準
災害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等※1の財産に一定の損害を受けた場合
所得減少※2	①被保険者等※1の総所得金額等が、事業の休業止や失業などにより前年に比べ30%以上減少し、かつ310万円以下である場合 ②申請日時点で被保険者等※1が保有している預貯金合計額が310万円以下である場合
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合
給付制限	刑事施設などに収監され給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合

※1 被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

※2 申請時に、生活状況の聞き取りと通帳のコピー（世帯主及び被保険者全員分）の提出等、資産状況の確認を行います。

一部負担金の減免

被保険者の属する世帯主が、概ね過去1年以内に、災害など特別な事情により、医療機関への支払いが一時的に困難となった場合、申請により審査を行った上で窓口負担額の減免や支払の猶予が認められる場合があります。

お住まいの市（区）町村へご相談ください。

※大規模災害では異なる措置をとる場合があります。

健康づくり

みなさまが、自立した日常生活を長く送れるように、健康づくりやフレイル予防等の保健事業を実施しています。

フレイルとは、年をとって心身の活力が低下した要介護の手前の状態をいいます。早めに気づき、日々の生活を見直すことでフレイルを予防することができます。

●健康診査・歯科健診

詳細は次のページをご覧ください。

●健康相談

保健師等の相談員が、電話や訪問で健康管理や健康づくりのお手伝いを目的とした健康相談を行っています。訪問対象者の方には事前にお知らせをお送りしています。

●適正服薬の推進

服薬状況の見直しの機会とするため、多剤（お薬の数が多い）の方や重複（同じ成分の薬が複数の医療機関から処方されている）の方に通知を送り、主治医やかかりつけ薬局への相談を促しています。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

市（区）町村ごとに、地域の健康課題に合わせた保健指導や健康教育を行っています。

●健康長寿ダイアリー

健康づくりが実践できるダイアリー（日記）形式の冊子を、市（区）町村窓口で配布しています。

年に1回、受けましょう!!

健康診査

生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として、健康診査を実施しています。

受診方法等は送付する受診票をご覧ください。

生活習慣病で治療中の方も対象です。

受診票を紛失したときは、再発行しますので、広域連合にお問い合わせください。

●受診対象者

全ての被保険者

ただし、長期入院中および特別養護老人ホーム等の施設に入所中の方は対象外です。

●受診期間

令和8年4月から令和9年3月末まで
(医療機関の休日を除く)

●受診機関と健康診査項目

広域連合が指定する医療機関

健診の主な項目は、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査などです。

健診を実施している医療機関に電話等でご予約の上、受診してください。健診実施医療機関がわからない場合は、広域連合にお問い合わせください。

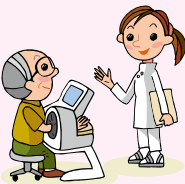
●受診時に持っていくもの

- ①マイナ保険証または資格確認書
- ②受診票
- ③自己負担金500円
- ④前年の健診結果(お持ちの場合)

受診票は毎年4月下旬ごろに一斉送付しています。
(5月以降に75歳に達する方は誕生月の10日ごろ発送)

注意!

がん検診については、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。



歯科健診を受けましょう!

広域連合では、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診を実施しています。

本年度中に76歳から80歳になる方は、1年に1回受診できます。

対象者の方には、受診券を5月下旬ごろ発送しています。受診券をお持ちでない方は、広域連合にお問い合わせください。

●受診対象者

昭和21年4月1日～昭和26年3月31日生まれの本年度76歳～80歳になる被保険者

ただし、長期入院中および特別養護老人ホーム等の施設に入所中の方は対象外です。

●受診期間

令和8年6月から12月末まで
(歯科医院の休日を除く)

●受診機関と歯科健診項目

広域連合が指定する歯科医院

(受診券と一緒に一覧表も同封します)

問診、歯・歯ぐきの健診、義歯の状態確認、口の機能診査など

●受診時に持っていくもの

- ①マイナ保険証または資格確認書
- ②受診券 (記入して歯科医院へご提出ください)
- ③自己負担金300円